解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年十月二十五日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月九日

東京都小笠原村母島字大谷

農事組合法人フルーツランド海原

清算人　宮川　太

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年九月二日開催の臨時社員総会の決議並びに北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月九日

札幌市東区北一九条東五丁目一番三号

医療法人社団蔵前神経医院

清算人　蔵前　徹

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月九日

東京都墨田区両国四丁目三〇番七号　金属プレス会館八階

日本金属プレス工業厚生年金基金

代表清算人　須藤　修司

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年九月十六日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月九日

静岡県菊川市堀之内六一番地

菊川市宮の西土地区画整理組合

代表清算人　黒田　健藏

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十八年十月十一日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月九日

静岡県牧之原市坂部五〇八番地一

清算法人坂部土地改良区

清算人代表　平　幹夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道江別市野幌美幸町一四番地一〇、最後の住所北海道江別市野幌美幸町一四番地の一〇　被相続人　亡　浅間　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月九日

事務所札幌市中央区南一条西九丁目第2北海ビル三階堀江・大崎・綱森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　綱森　史泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉縣海上郡豊岡村大字八木四一五二番地、最後の住所千葉県海上郡豊岡村八木四一五二番地　被相続人　亡　押田新右エ門

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月九日

事務所千葉県旭市琴田三二九八番地

相続財産管理人　石井　静雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西区有明町五八二〇番地一九五、最後の住所新潟市西区有明町四番一四号　被相続人　亡　渡辺　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月九日

新潟市中央区西堀通三番町八〇〇番地一　西堀セントラルハイツ二〇三号　弁護士藤巻元雄法律事務所

相続財産管理人　弁護士　犬井　純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市北安江一丁目一〇二一番地、最後の住所石川県三ツ屋町イ五六番地三　被相続人　亡　岡田　欣一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月九日

事務所石川県金沢市大手町七番一一号　レイクランド大手町一階

相続財産管理人　弁護士　中西　祐一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市大岡六八三番地、最後の住所静岡県沼津市大岡七五二番地の二　被相続人　亡　青木　勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月九日

静岡県沼津市吉田町二五番二号浜ビル二階

沼津総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　下田　朗弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所愛知県岡崎市舳越町字川端二三番地三　被相続人　亡　金　英世

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月九日

愛知県岡崎市明大寺町道城ヶ入三二番地一

弁護士法人きぬうら法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田代　清一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県小諸市大字菱平三二六九番地、最後の住所滋賀県長浜市南高田町三六二番地Cハイツ二〇九号　被相続人　亡　土屋　輝高

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月九日

滋賀県彦根市佐和町三番一五号千祥ビル二階森野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森野　有香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市蒲刈町向二七七五番地、最後の住所広島県呉市蒲刈町向一六四二番地一　被相続人　亡　木村　信博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月九日

広島県三次市三和町敷名二五七五番地、事務所広島県東広島市西条上市町六番三二号

相続財産管理人　洲崎　益吉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県遠賀郡水巻町高松一六〇三番地、最後の住所山口県下関市長府満珠町二二番七号　被相続人　亡　大楠　譲児

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月九日

山口県山口市吉敷中東二丁目八番五号ｉＢＬＤ中東二階

相続財産管理人　弁護士　佐伯　奉文

第20期決算公告

平成28年11月9日

鹿児島県鹿屋市白崎町４番14号

株式会社松設計

代表取締役　松下　民治

貸借対照表の要旨（平成28年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	147,796
	固定資産	736,223
	繰延資産	34,052
	合計	918,072
負債及び純資産の部	流動負債	30,377
	固定負債	887,243
	株主資本	451
	資本金	10,000
	利益剰余金	△9,548
	その他利益剰余金	△9,548
	（うち当期純利益）	(44,661)
	合計	918,072